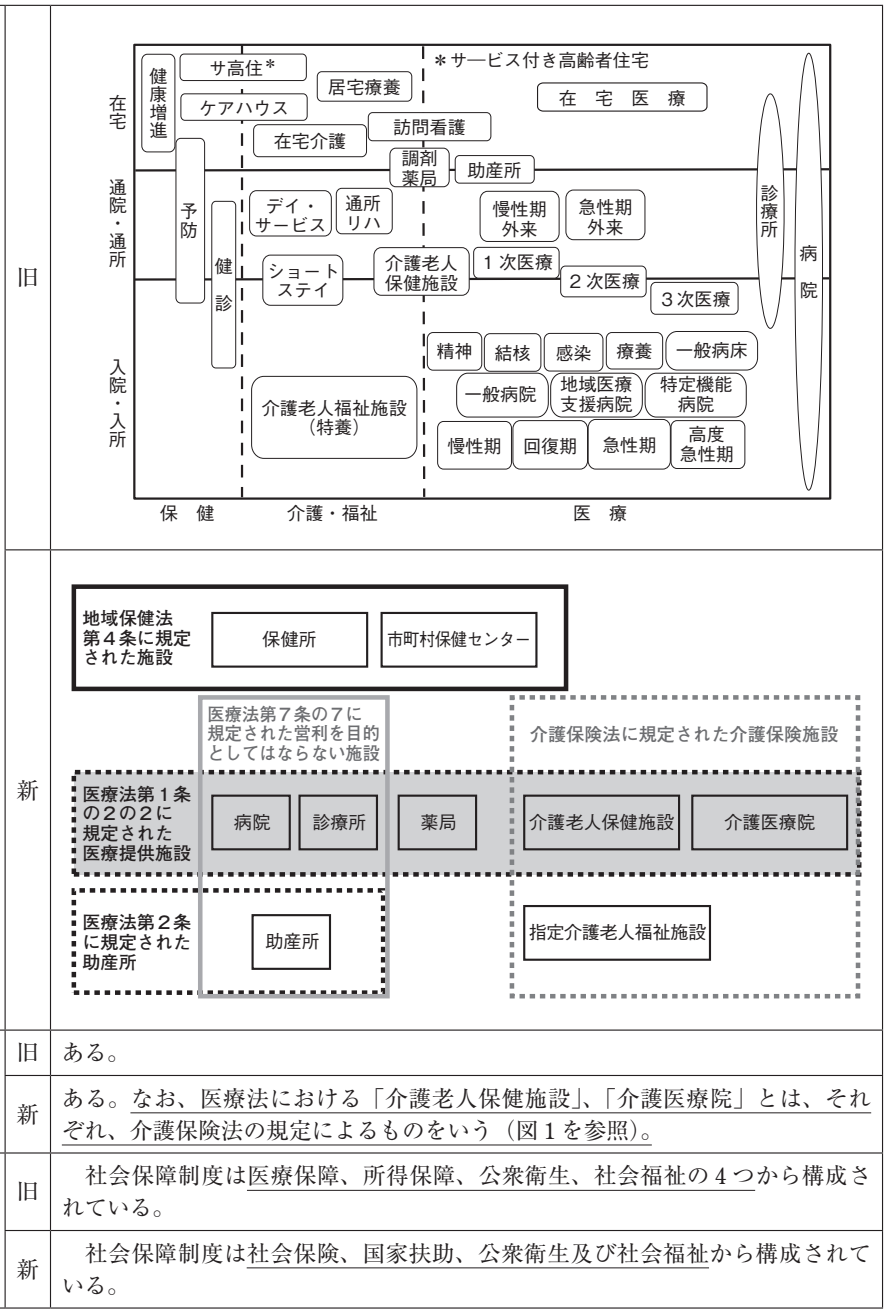


診療情報管理士テキスト **診療情報管理Ⅲ**  
**専門課程編（初版 第3刷）**  
**修正箇所一覧**

1章

p.6 下から5～1行目	旧	<p>保健・医療・介護・福祉サービスにかかわる施設には、保健施設として、地域保健法による保健所、市町村保健センターなどがある。医療施設としては、病院、診療所、助産所、調剤薬局、訪問看護ステーション、介護老人保健施設、健康増進施設がある。介護福祉施設としては介護老人保健施設、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、在宅介護支援センター（医療機関または福祉施設併設）、ケアハウス、その他の福祉施設がある。</p>
	新	<p>保健、医療、介護、福祉サービスにかかわる施設には主に以下のものがある。</p> <p><b>1) 保健施設</b>          地域保健法第4条において、保健所及び市町村保健センターの整備及び運営にかかることが規定されており、その規定により保健所及び市町村保健センターがある。</p> <p><b>2) 医療提供施設</b>          一般的な用語として、医療を提供する施設は、医療機関、医療施設、医療提供施設などと称されることが多いが、ここでは明確に法律で規定されている定義を紹介する。</p> <p>医療法第1条の2の2に、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設が「医療提供施設」として規定されている。なお、「助産所」については、別途、第2条で、「助産所」とは、助産師が公衆又は特定多数人のためその業務（病院又は診療所において行うものを除く。）を行う場所として規定されている。</p> <p>なお、わが国の国民皆保険制度の下での「保険医療機関」は、健康保険法等で規定される療養の給付を行う病院、診療所とされており、また、薬局については保険薬局として規定されている。保険医療機関、保険薬局については、地方厚生局長等が指定することが保険法で規定されている。例えば、指定を希望する医療機関が申請後、承認されれば指定医療機関となる。したがって、自動的に保険医療機関になるわけではない（同様に保険医も自動的に指定されるものではない）。</p> <p>また、医療法第7条の規定に「7 営利を目的として、病院、診療所又は助産所を開設しようとする者に対しては、第4項の規定にかかわらず、第1項の許可を与えないことができる」とあり、この条文が営利を目的としてはならない解釈の根拠とされているが、ここではあくまでも病院、診療所、助産所が対象であり、薬局が含まれていないことに注意して欲しい。</p> <p><b>3) 介護福祉施設として</b>          ここでは、医療と関連の深い介護保険法で規定する施設について紹介する。「介護保険施設」について、介護保険法では、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設（いわゆる老健）及び介護医療院とされ、この3種類が規定されている。前述したように、医療法における医療提供施設として、老人保健施設、介護医療院が含まれており、注意が必要である。また、介護保険法が根拠となっている介護老人福祉施設は、老人福祉法が根拠となる特別養護老人ホーム（いわゆる特養）と違いがない。</p> <p>なお、老人福祉法では、特別養護老人ホームのほかにも、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設等が老人福祉施設として規定されている。</p>

p.7  
図 1



p.7  
下から5行目

旧 ある。

新 ある。なお、医療法における「介護老人保健施設」、「介護医療院」とは、それぞれ、介護保険法の規定によるものをいう（図1を参照）。

p.52  
下から17行目

旧 社会保障制度は医療保障、所得保障、公衆衛生、社会福祉の4つから構成されている。

新 社会保障制度は社会保険、国家扶助、公衆衛生及び社会福祉から構成されている。

6章 付属資料 (統計数値表)

p.370 4行目	旧	$u = 1.96$ に対して $Q(u) = 0.250$
	新	$u = 1.96$ に対して $Q(u) = 0.0250$